

令和6年度

手賀沼農地防災事業
泉揚水機場地質調査業務

特 別 仕 様 書

(当 初)

関東農政局
手賀沼農地防災事業所

第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条	手賀沼農地防災事業 泉揚水機場地質調査業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「地質・土質調査業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。																		
(目 的) 第1-2条	本業務は、手賀沼農地防災事業の工事実施に利用するため、泉揚水機場の地質調査を行うものである。																		
(場 所) 第1-3条	業務位置は、千葉県柏市泉村新田、泉及び柳戸地先で、別添位置図に示すとおりである。																		
(一般事項・土地の立入り等) 第1-4条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) ボーリング及び土質等の調査位置は、別添施工位置図のとおりである。 なお、詳細については監督職員と現地立ち会いのうえ決定する。 (2) 作業実施のための土地立入り等は、共通仕様書第 1-15 条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。 なお、現地立入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。 (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。																		
(管理技術者) 第1-5条	管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門等は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="3">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>建設一土質及び基礎 応用理学一地質</td></tr><tr><td>建設</td><td>土質及び基礎</td></tr><tr><td>応用理学</td><td>地質</td></tr><tr><td>博士</td><td colspan="2">理学又は工学</td></tr><tr><td rowspan="2">シビルコンサルティングマネージャー</td><td>地質</td><td>－</td></tr><tr><td>土質及び基礎</td><td>－</td></tr></table> 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	建設一土質及び基礎 応用理学一地質	建設	土質及び基礎	応用理学	地質	博士	理学又は工学		シビルコンサルティングマネージャー	地質	－	土質及び基礎	－
資 格	技術部門	選択科目																	
技術士	総合技術監理	建設一土質及び基礎 応用理学一地質																	
	建設	土質及び基礎																	
	応用理学	地質																	
博士	理学又は工学																		
シビルコンサルティングマネージャー	地質	－																	
	土質及び基礎	－																	
(配置技術者の確認) 第1-6条	共通仕様書第 1-10 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-11 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登																		

(業務写真における 黒板情報の電子化) 第2-3条	なお、詳細については、別途監督職員と打合せのうえ決定するものとする。 (5) 標準貫入試験 標準貫入試験は、各ボーリング孔において地表1m地点より1m毎に実施するものとする。 なお、試験方法は、共通仕様書第 5-3 条に基づくものとする。 (6) 土質試験 採取した試料の土質試験は、特に定めがない限り共通仕様書第 11-1 条によるものとするが、詳細については、地盤材料試験法及び監督職員の指示による。 (7) ボーリング成果 ボーリング成果は、共通仕様書第 1-17 条に基づき、地盤情報を別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けた上で、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。 なお、検定の申込にあたり、地盤情報の公開・利用の可否について、発注者と協議を行うこととする。 (8) 調査時期 調査No.1及びNo.2については、令和6年11月以降でなければ実施できない。なお、No.3～No.13までの調査時期及び詳細な位置については監督職員と調整するものとする。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。 黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用い
--	--

第3章 貸与資料
(貸与資料)
第3-1条

(貸与資料の取扱い)
第3-2条

第4章 打合せ
(打合せ)
第4-1条

第5章 成果物等
(成果物)

て、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。

貸与資料は下記のとおりとし、これ以外にも必要な資料があるときは監督職員と協議するものとする。

分類	貸 与 資 料	数量
業務報告書	令和4年度 手賀沼農地防災事業 環境モニタリング調査等業務	1式
業務報告書	令和5年度 手賀沼農地防災事業 環境モニタリング調査等業務	1式
業務報告書	平成 28 年度 国営土地改良事業地区調査 手賀沼地区地質調査業務	1式
業務報告書	平成 29 年度 国営土地改良事業地区調査 手賀沼地区地質調査業務	1式

第3-1条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 貸与資料は、原則として複写転載を禁ずるとともに、その取扱いは十分留意しなければならない。

(2) 貸与資料の使用に当たっては、その適用について監督職員の指示を受けるものとする。

1. 共通仕様書第1-9条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 現地作業着手の段階

第 2回 中間打合せ

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、設計共通仕様書第1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

2. 打合せ方法及び場所

方法:対面による打合せ

場所:関東農政局手賀沼農地防災事業所

第5－1条	成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）により別途1部を提出するものとする。 2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販ファイル綴りで可） なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。
（成果品の提出先） 第5－2条	成果物の提出先は以下のとおりとする。 千葉県印西市木下東2-4-1 関東農政局手賀沼農地防災事業所
第6章 契約変更 （契約変更） 第6－1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2-1条に示す「作業項目及び数量等」に変更が生じた場合。 (2) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (3) 第6-1条に示す「成果物の提出」に変更が生じた場合。 (4) 履行期間の変更が生じた場合。 (5) 現地の状況により仮設が必要となった場合。 (6) その他重要な変更が生じた場合。
第7章 定めなき事項 （定めなき事項） 第7－1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

手賀沼農地防災事業
泉揚水機場地質調查業務
＜地質調查業務＞

作 業 項 目	規格	単位	数量	調査地点												
				No.1 取水口 仮締切工	No.2 取水口 樋門	No.3 揚水機場 吸込水槽	No.4 揚水機場 建屋	No.5 揚水機場 建屋	No.6 揚水機場 建屋	No.7 揚水機場 建屋	No.8 吐水槽	No.9 余水吐	No.10 立坑1	No.11 立坑2	No.12 立坑3	No.13 立坑4
1. 準備及び跳片付け		式	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 仮設工	平坦地足場	箇所	10	—	—	1	1	1	1	1	1	—	1	1	1	1
	傾斜地(15～30°)	箇所	2	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
	水上足場(3m以下)	箇所	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	仮設栈橋	掛り	32	32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	調査孔閉塞	箇所	18	2	2	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1
3. ボーリング調査																
1) 土質ボーリング φ66mm(ノコア)	粘性土	m	97.0	6.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	25.0	18.0	6.0	6.0	6.0	6.0
	砂質土	m	169.0	12.0	16.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	16.0	14.0	9.0	9.0	9.0	9.0
	計	m	266.0	18.0	20.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	41.0	32.0	15.0	15.0	15.0	15.0
2) 土質ボーリング(サンプリング用) φ86mm(ノコア)	粘性土	m	13.0	3.0	—	—	—	—	—	—	8.0	2.0	—	—	—	—
	砂質土	m	18.0	—	—	—	—	—	—	—	10.0	8.0	—	—	—	—
	計	m	31.0	3.0	—	—	—	—	—	—	18.0	10.0	—	—	—	—
3) 土質ボーリング(サンプリング用) φ116mm(ノコア)	粘性土	m	4.0	—	2.0	2.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	砂質土	m	8.0	—	4.0	4.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	m	12.0	—	6.0	6.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4. サウンディング及び原位置試験																
1) 標準貫入試験	粘性土	回	97	6	4	4	4	4	4	4	25	18	6	6	6	6
	砂質土	回	169	12	16	15	15	15	15	15	16	14	9	9	9	9
	計	回	266	18	20	19	19	19	19	19	41	32	15	15	15	15
2) 孔内水平載荷試験	普通載荷	回	7	1	1	1	—	—	—	1	1	1	—	—	—	—
3) 現場透水透水試験	オーガー法	回	10	—	1	1	1	—	1	—	—	1	1	1	1	1
4) スウェーデン式サウンディング		m	42	—	—	—	6.0m×7箇所				—	—	—	—	—	—
5. 室内土質試験																
1) シンウォールサンプリング	φ86	本	4	1	—	—	—	—	—	—	2	1	—	—	—	—
2) デニソフサンプリング	φ116	本	2	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3) 土粒子の密度試験	試料	38	3	4	4	4	3	3	3	3	7	4	1	1	1	1
4) 含水比試験	試料	38	3	4	4	4	3	3	3	3	7	4	1	1	1	1
5) 粒度試験(沈降分析(ふるい分析))	試料	38	3	4	4	4	3	3	3	3	7	4	1	1	1	1
6) 液性限界試験	試料	8	1	1	1	1	—	—	—	—	4	1	—	—	—	—
7) 塑性限界試験	試料	8	1	1	1	1	—	—	—	—	4	1	—	—	—	—
8) 湿潤密度試験	試料	6	1	1	1	1	—	—	—	—	2	1	—	—	—	—
9) 圧密試験	試料	6	1	1	1	1	—	—	—	—	2	1	—	—	—	—
10) 三軸圧縮試験(UU試験)	試料	6	1	1	1	1	—	—	—	—	2	1	—	—	—	—
6. 資料整理取りまとめ	式	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

＜解析業務＞

[illegible]